

小糸川流域懇談会の規約

(名称)

第1条 本会は小糸川流域懇談会(以下、「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価(以下「計画の策定等」という。)するにあたり、学識経験者、地域住民、地元自治体が一同に会して、情報共有・意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

(委員)

第3条 委員の定数は12名以内とする。

2 委員は千葉県知事が委嘱し、任期は2年とする。~~し再任を妨げない。~~
なお、異動及び役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

~~3 補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。~~

(委員長)

第4条 懇談会には、委員長をおき、千葉県君津地域整備センター所長がこれを指名する。

2 委員長は、懇談会を代表し、会務を総括するとともに懇談会の議長を務めるものとする。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(懇談会の開催)

第5条 懇談会は必要に応じ開催することとし、委員長または千葉県知事を代行し、千葉県君津地域整備センター所長の招集により開催される。

(委員以外の者の懇談会への出席)

第6条 懇談会では、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見等を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は千葉県君津地域整備センターに置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、懇談会の運営に関する必要な事項は、その都度懇談会で定める。

(付則)

この規約は平成20年3月18日から施行する。

この規約は平成21年3月25日から施行する。

小糸川流域懇談会委員名簿

委員長	石川 雅朗	木更津工業高等専門学校准教授	学識経験者 (河川・魚類)
委員	川津 浩二	千葉県 農林水産部 水産総合研究センター内水面水産研究所	学識経験者 (魚類)
委員	吉原 洋	君津市自然保護審議会委員	学識経験者(自然) 元公民館長
委員	小柴 榮佑	小糸川沿岸土地改良区元理事長	河川利用者代表
委員	青木 政美	小糸川漁業協同組合代表理事組合長	河川利用者代表
委員	和田 新平	君津地区自治会連絡協議会元会長	地元代表(君津)
委員	長谷川 亀男	小糸地区自治会連絡協議会元会長	地元代表(君津)
委員	鈴木 啓史	清和地区自治会連絡協議会元会長	地元代表(君津)
委員	北原 澄子	小糸地区婦人会元会長	地元代表(君津)
委員	長嶋 徳兵衛	二間塚区長	地元代表(富津)
委員	鈴木 洋邦	君津市長	
委員	佐久間 清治	富津市長	